

中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00048

沿革 令和2年2月28日 一部改正

令和3年12月20日 一部改正

令和4年3月30日 一部改正

令和4年12月20日 一部改正

令和5年1月30日 一部改正

令和7年12月22日 一部改正

第1章 定義等

(定義)

第1条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005。以下「約款」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。

一 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であって、以下に掲げる者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次のロからハまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

ニ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

二 「非常事由」とは、約款第2条第1号から第9号までに掲げる事由をいう。

三 「信用事由」とは、約款第2条第10号から第12号までに掲げる事由をいう。

四 「非常危険」とは、約款第2条に掲げるてん補危険のうち、非常事由によるものをいう。（証券においては「非常」と表記する。）

五 「信用危険」とは、約款第2条に掲げるてん補危険のうち、信用事由によるものをいう。（証券においては「信用」と表記する。）

六 「仕向国」とは、輸出契約において、輸出貨物が契約の相手方又は貨物の引取人に引き渡される国又は地域をいう。

七 「支払国」とは、代金の支払人が所在する国又は地域をいう。

八 「保証国」とは、輸出契約に係る債務について I L C（第12号に規定するものをいう。）を発行又は確認する機関、銀行等が所在する国又は地域をいう。

九 「金利変動契約」とは、金利に係る利率が変動する輸出契約をいう。

十 「金利固定契約」とは、金利に係る利率が契約の締結時において定められている輸出契約をいう。

十一 「名簿」とは、海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074）第

1条に基づき作成された海外商社名簿をいう。

十二 「I L C」とは、信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600) に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされている信用状であって、取り消すことができないものをいう。

(適格被保険者等)

第2条 約款における適格被保険者及び輸出契約の相手方の取扱いは、次の各号による。

一 適格被保険者は、本邦人又は本邦法人（本邦内に居住する外国人及び本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の営業拠点を含む。）のうち、保険契約の申込み時に以下のイからへまでのいずれか1つ以上に該当する者であって、輸出契約の当事者であり、輸出契約の締結に関与し、自己の危険負担において当該契約上の義務を履行するものであって、被保険利益の実質的な帰属体となるものとする。

イ 中小企業者

ロ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の会社

ハ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく法人

ニ 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく法人

ホ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）又は輸出水産業の振興に関する法律（昭和29年法律第154号）に基づく法人

へ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく法人

二 輸出契約の相手方とは、輸出契約の締結の相手方又は当該契約に係る代金を支払うべき者とする。

(保税工場に移入した貨物の取扱い)

第3条 外国からの貨物を関税法（昭和29年法律第61号）において税関長の承認を受けて保税工場に移入したと日本貿易保険が認める貨物の輸出に係る契約は、約款第2条に規定する輸出契約に該当するものとする。

(てん補事由)

第4条 被保険者が輸出貨物の代金を決済期限までに回収できないことによる損失が、輸出契約の相手方が締結する輸出契約以外の契約上の他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる事由によって発生した場合においては、当該他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定若しくはこれに準ずる事由の原因を問わず、当該損失の発生は信用事由によるものとする。

(保険契約上の金利の扱い)

第5条 輸出契約に係る保険価額のうち金利の額は、次の各号の利率を用いて算出した額とする。

一 金利変動契約の場合は、当該契約の締結の日における当該契約に定める金利に関する条項に基づいて計算された利率を下限として、被保険者が指定した利率（以下「指定利率」という。）

二 金利固定契約の場合は、当該契約において規定された利率

(回収不能額)

第6条 約款第3条に規定する回収することができない代金のうち金利の額は、輸出契約の規定により適用された利率（金利変動契約にあつては、指定利率を超えて用いられた期間については指定利率）を用いて算出するものとする。

(決済期限の解釈)

第7条 決済期限が確定していない輸出契約において、代金の決済に手形が振り出される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。

一 一覧払の場合には、当該手形が輸出契約の相手方又は代金の支払人に呈示された日

- 二 前号に規定する日が明らかでない場合には、本邦銀行による手形の買取日又は銀行への取立の依頼の日（以下「買取日等」という。）から2週間を経過した日
 - 三 一覧払の手形の買取等が銀行により拒否された場合には、拒否された日から2週間を経過した日
 - 四 一覧後定期払の場合には、当該手形が引受けられたことにより満期が確定している場合においては、当該確定した日
 - 五 前号に規定する日が明らかでない場合には、銀行による手形の買取日等から2週間を経過した日に当該手形に記載された期間を加えた末日
- 2 決済期限が確定していない輸出契約において、代金の決済に手形が振り出されない場合の決済期限は、次の日をいうものとする。
 - 一 船積書類引渡時払の場合には、船積書類を輸出契約の相手方又は代金の支払人に引き渡した日
 - 二 前号に規定する日が明らかでない場合には、船積日から起算して1月を経過した日
 - 三 船積書類引渡後定期払の場合には、前2号の規定による日に輸出契約で定められたユーザンスを加えた日
 - 3 前2項の規定にかかわらず、決済期限が確定していない輸出契約において、代金がI L Cにより決済される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。
 - 一 一覧払の場合には、手形又は船積書類をI L Cの開設銀行が受領した日
 - 二 前号に規定する日が明らかでない場合には、手形又は船積書類をI L Cの買取銀行又は取立銀行に提出した日から2週間を経過した日
 - 三 一覧後定期払の場合には、前2号の規定による日にI L Cで定められたユーザンスを加えた日
 - 4 前3項の規定にかかわらず、決済期限が確定していない輸出契約において、輸出貨物の到着を代金の決済の条件としているものにあつては、船積日から支払地までの標準航海日数（輸出手形保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050）別表を準用する。以下同じ。）に、一覧払又は船積書類引渡時払の場合にあつては7日を、一覧後定期払又は船積書類引渡後定期払の場合にあつては輸出契約で定められたユーザンスに7日を加えた期間を経過した日を決済期限とする。

（小切手が決済に用いられる場合の決済期限の解釈）

第8条 小切手が決済に用いられる輸出契約であつて、決済期限が確定していない場合は、前条第2項及び第4項に定める日から起算して1月を経過した日を決済期限とする。決済期限が確定されている場合であっても同様の取り扱いとする。

第2章 個別保証枠

（個別保証枠の申請等）

第9条 輸出契約における代金の支払人が、名簿においてE E格、E A格、E M格又はE F格に格付けされた者（以下「E格バイヤー」という。）の場合で、約款第2条のてん補危険に係る輸出契約について中小企業・農林水産業輸出代金保険の申込みをしようとする者であつて、個別保証枠の確認を希望する者は、輸出契約の金額について、日本貿易保険に個別保証枠確認申請を行うものとする。

2 前項の規定は、中小企業・農林水産業輸出代金保険の保険契約が締結されている輸出契約の支払人を、E格バイヤーに変更する場合に準用する。

（個別保証枠の確認等）

第10条 日本貿易保険は、前条又は次条の規定による申請があつた場合は、当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は、個別保証枠確認証（以下「確認証」とい

う。)を申請者に発行するものとする。

- 2 前項の確認の有効期間は、当該確認をした日から3月とする。ただし、当該確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格又はE F格以外に格付されたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効とする。なお、有効期間の延長は行わないものとする。

(確認金額の許容範囲)

第11条 前条第1項の確認証を取得した後、輸出契約の金額が増加した場合は、次の各号により確認証を取得しなければならない。ただし、当該増加した金額が、当該確認証に記載されている輸出契約の金額(以下「確認金額」という。)の100分の5未満の場合は、この限りでない。なお、確認申請手続については、第9条第1項の規定を準用するものとする。

- 一 保険契約の申込の前に、輸出契約の金額が増加した場合は、改めて当該増加金額を含めた額の確認証を取得するものとする。
- 二 保険契約の申込の後に、輸出契約の金額が増加した場合は、別途、当該増加金額について確認証を取得するものとする。

(確認証の訂正等)

第12条 第10条第1項の規定により申請者に回答した確認証について、第9条第1項若しくは第11条の規定による申請時の誤記等による記載内容の訂正又は変更(以下「訂正等」という。)の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 確認証に記載された支払人の名称に訂正等があったときは、当該保険契約の申込日までに、海外商社名簿について(平成29年4月1日 17-制度-00074。以下「海外商社名簿について」という。)に基づき訂正等を行うことにより、確認証中の支払人の名称も訂正等がなされたものとみなす。
- 二 支払人を変更したときは、当該変更前の支払人について発行された確認証は無効とする。この場合にあつては、速やかに日本貿易保険に杵戻通知を行うものとする。
- 三 確認金額の表示通貨を変更したときであつて、確認金額を超えない限りにおいては、引き続き当該確認証は有効とする。

(決済通知)

第13条 確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者は、当該保険契約に係る輸出契約の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は輸出契約の支払人に変更があったときは、当該輸出契約の相手方が名簿においてE E格、E A格、E M格又はE F格に格付されている場合に限り、日本貿易保険に決済通知を行うことができる。

(未使用の確認金額に係る取扱い)

第14条 第10条第1項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結しなかったときは、有効期限前にあつては速やかに、有効期間終了後にあつてはその有効期間が終了した日から、5営業日以内に、日本貿易保険に杵戻通知を行わなければならない。ただし、確認金額の100分の5未満の額について保険契約を締結しなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格以外に格付された場合は、当該通知は要しないものとする。

第3章 保険料率算定

(保険料率算定における期間計算の取扱い)

第15条 船積み等(輸出貨物の船積み又は到着をいう。以下同じ。)を起算とする決済にあつては、貿易保険の保険料率等に関する規程(平成29年4月1日 17-制度-00070)の

Ⅱ〔４〕（３）に規定するX（以下「保険料計算期間」という。）は、ユーザンス期間（支払猶予期間のほか、輸出契約に定められている支払請求インボイスの提出期間、当該インボイスの承認期間及び当該インボイスに係る代金の送金期間等の支払手続きに係る期間並びに輸出貨物の輸送等に係る期間を加えた期間をいい、輸出貨物の輸送等に係る期間については到着地までの標準航海日数を用いることとする。以下同じ。）のうち最も長いもの（以下「最長ユーザンス期間」という。）とし、次の各号の決済方法に係るユーザンス期間の計算についてはそれぞれ規定するとおりとする。

- 一 輸出貨物の到着を起算とする決済のうち、一覧払又は船積書類引渡時払にあっては、到着地までの標準航海日数に7日を加えた期間を、一覧後定期払又は船積書類引渡後定期払にあっては、到着地までの標準航海日数に7日及び支払猶予期間を加えた期間を、それぞれユーザンス期間とする。
 - 二 船積後特定日払にあっては、船積予定日（輸出契約で定められている船積期限の末日をいう。以下同じ。）から当該特定日までの期間をユーザンス期間とする。
- 2 リテンション決済（代金の50%未満の額について、船積後の仮引渡時（Provisional Acceptance）又は検収テスト終了時以降に支払われるものをいう。以下同じ。）に係る保険料計算期間は、船積予定日からリテンションの最終決済予定日までの期間とする。

第4章 保険の申込み

（対象輸出契約）

第16条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。

- 一 日本貿易保険が国又は地域ごとに定める引受基準を満たす輸出契約
- 二 第2条第1号に掲げる適格被保険者を輸出者とする輸出契約
- 三 輸出契約の相手方（輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該相手方及び当該支払人。以下第6号において同じ。）が名簿の与信管理区分又は事故管理区分Rに登録されているもの
- 四 船積み等を起算点として決済期限が定められた輸出契約であって、船積み等から最終決済期限までの期間が180日以内のもの（輸出貨物の代金の一部がリテンション決済となる輸出契約であって、起算点から仮引渡時又は検収テスト終了後の最終決済期限までの期間が180日以内のものを含む。）
- 五 輸出貨物の代金の額が5千万円以下のもの（ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。）
- 六 輸出契約の相手方が約款第5条第8号に掲げる海外商社に該当しないもの
- 七 次のいずれかに該当する輸出契約
 - イ 保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方（輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該支払人。なお、輸出契約の相手方が複数の場合であって、輸出契約の相手方が輸出契約全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けに基づくものとする。以下この号において同じ。）が名簿上G S格、G A格又はG E格に格付けされているもの
 - ロ 保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方が名簿上G S格、G A格若しくはG E格以外（事故管理区分Bのものを除く。）に格付けされているものであって、名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認するI L Cにより代金が決済されるもの
 - ハ 保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方が名簿上E E格、E A格、E M格又はE F格に格付けされているもの（I L C以外の決済方法で代金の決済を行う

ものに限る。)であって、確認証により代金の全額が確認されたもの

八 防衛装備(輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1の1の項に掲げるものうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの(以下「武器」という。)及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。)に係る輸出契約ではないもの

九 石炭火力発電において用いられる貨物に係る輸出契約ではないもの

十 G7エルマウ首脳声明における国際合意(2022年6月G7エルマウ・サミットにおいて首脳会合コミュニケとして公表された国際合意をいう。)に反する又はそのおそれがある輸出契約ではないもの

2 前項第1号に規定する引受基準において輸出貨物の代金をILCにより決済することを条件とする国又は地域を保証国とする輸出契約について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。

「株式会社日本貿易保険は、取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。)取得前の損失については、てん補する責めに任じない。」

3 第1項第7号ロに該当する輸出契約(前項に規定する輸出契約を除く。)について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。

「株式会社日本貿易保険は、海外商社名簿について第1条に基づき作成された海外商社名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。)取得前及び事故発生日において当該ILCが無効であった場合の中小企業・農林水産業輸出代金保険約款(平成29年4月1日 17-制度-00005)第2条第10号から第12号までに掲げる事由による損失については、てん補する責めに任じない。」

4 日本貿易保険は、輸出契約が第1項各号のすべてを満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約の締結を制限することができる。

一 当該輸出契約の取引上の危険が大であると認められるとき

二 前号に掲げるときのほか、当該輸出契約に係る保険契約の締結が中小企業・農林水産業輸出代金保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められるとき

5 保険契約は、一の輸出契約につき一の保険契約の締結(1 Contract=1 Policy)を原則とするが、二以上の船積期限及び各船積期限の船積金額が定められている輸出契約であって、当該船積期限別に分割して保険契約を申し込む場合は、一の輸出契約を分割して保険契約の申込みを例外として認めることとする。ただし、分割した保険契約の申込みは、同時に行う場合に限る。

6 日本貿易保険は、輸出契約が第1項各号のすべてを満たす場合であっても、保険契約者が締結している貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書の対象となる場合には、保険契約を締結しないこととする。

(業務委託)

第16条の2 日本貿易保険が、中小企業・農林水産業輸出代金保険に係る保険業務の委託を行ったときは、日本貿易保険がそのホームページで指定する手続について、日本貿易保険に代えて当該委託先に対して行うことができる。

(電子メール等の取扱い)

第17条 保険の申込に際し、輸出契約の相手方からの電子メール、電報又はこれに準ずるもの(以下「電子メール等」という。)により輸出契約の内容について必要な事項が確認できる場合には、電子メール等の入手をもって輸出契約の当事者間の合意が成立したものと推定する。

2 輸出者は、前項により保険契約の申込を行った場合には、輸出契約の相手方の応諾サインのある輸出契約書又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。

3 保険金の請求をする場合には、輸出契約を証する前項の書類を保険金の請求に必要な他の書類とともに提出しなければならない。

(告知事項)

第18条 約款第16条第1項に定める告知事項には以下の事項を含むものとする。

一 輸出契約の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上が遅延が発生したことがある。

二 輸出契約の相手方が、操業停止状態にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知った。

第5章 保険料

(保険料の納付方法)

第19条 保険契約者は、中小企業・農林水産業輸出代金保険の保険料を、原則として、保険契約の締結時に一括して納付するものとする。ただし、被保険者が約款第17条第1項に規定する輸出契約の重大な内容変更を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合にあつては、同条第1項の通知を行った時に一括して納付するものとする。

(決済期限前の決済及びフォーフェイティングの取扱い)

第20条 決済期限前に決済が行われたことは、輸出契約における内容変更等とみなす。

2 フォーフェイティングが実行されたことは、約款第19条第3項に規定する合理的理由による保険期間の短縮に該当する。ただし、輸出契約全体について実行された場合に限る。

第6章 保険金の支払等

(事故発生日及び事故確定日)

第21条 約款における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。

一 約款第2条第1号から第11号までのいずれかに該当する事由による場合は、輸出契約で定める決済期限を事故発生日及び事故確定日とする。

二 約款第2条第12号に該当する事由による場合は、輸出契約で定める決済期限を事故発生日とし、当該決済期限から3月を経過した日を事故確定日とする。

2 前項に規定する事故発生日が保険期間内にあればん補の対象とし、事故確定日は保険期間内にある必要はないものとする。

第7章 輸出契約の内容の変更等

(内容変更等通知期限)

第22条 約款第17条第1項に規定する内容変更等通知期限は、保険契約における最終決済予定日(証券記載の決済予定日のうち最も遅い決済予定日をいう。)に係る決済条件毎に次の各号に定める日とし、当該期日を内容変更等通知期限として証券に記載するものとする。

一 船積み等を起算とする決済にあつては、船積予定日に3月及びユーザンス期間の日

数を加えた日

二 リテンション決済にあつては、リテンションの最終決済予定日に6月を加えた日
(重大な内容変更等の保険契約変更効力発生日)

第23条 約款第17条第2項に規定する重大な内容変更等の保険契約変更効力発生日は、次の各号に定める日とする。

一 保険期間の延長(約款第17条第1項第1号及び第2号のうち最長ユーザンス期間の変更をいう。)

輸出契約において当該重大な内容変更等が生じた日

二 前号に該当する場合以外

約款第17条第1項に規定する通知を日本貿易保険が受理した日

第8章 回収

(指示書)

第24条 日本貿易保険は、約款第27条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。

一 日本貿易保険は、被保険者が約款第21条第1項の規定に基づき権利行使等の委任についての委任状を提出したときは、直ちに、指示書を被保険者に提示する。ただし、当該委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。

二 被保険者は、保険金の支払の請求にあたり、それまでにとつた損失防止軽減措置及び今後の回収方策に関する意見を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険は、これを考慮して具体的な回収方策を決定の上、保険金の支払時に指示書を被保険者に提示する。具体的な回収方策の見直しにより指示内容に変更がある場合には、日本貿易保険は、指示書を被保険者に提示する。

三 被保険者は、保険金の支払を受けた日以後、約款第28条第3項の規定に基づく同条第1項に規定する義務の履行の状況についての報告に係る報告書に記載された報告内容及び今後の方針を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険は、これを十分に勘案して具体的な回収方策の見直しを適宜行い、指示内容に変更がある場合には、指示書を被保険者に提示する。

(相殺)

第25条 日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して有する回収金(無付保部分に係るものを含む。)又は回収費用(無付保部分に係るものを含む。)に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金(無付保部分に係るものを含む。)又は回収費用(無付保部分に係るものを含む。)に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。

2 前項に基づき相殺する場合において、両債権が異なる通貨建てのときは、表示通貨と異なる通貨建ての債権は、その額が確定した日における約款第33条第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。

第9章 雑則

(共通運用規程)

第26条 本規程に規定するもののほか、損失防止軽減義務、回収義務、保険の目的等の譲渡その他日本貿易保険が定める各保険に共通の事項については、貿易保険共通運用規程(平成29年4月1日 17-制度-00069)において定める。

(電子情報処理組織を使用した手続)

第27条 本規程に規定する手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和4年1月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和4年4月11日から実施する。

附 則

この改正は、令和5年1月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和5年3月20日から実施する。

附 則

この改正は、令和8年2月2日から実施する。